

## 議案第9号

### 基本財産の処分について

広島県薬剤師会の基本財産である会館敷地のうち、南側道路部分について、広島県歯科医師会に返還譲渡するための交渉を行うことについて総会の承認を求める。

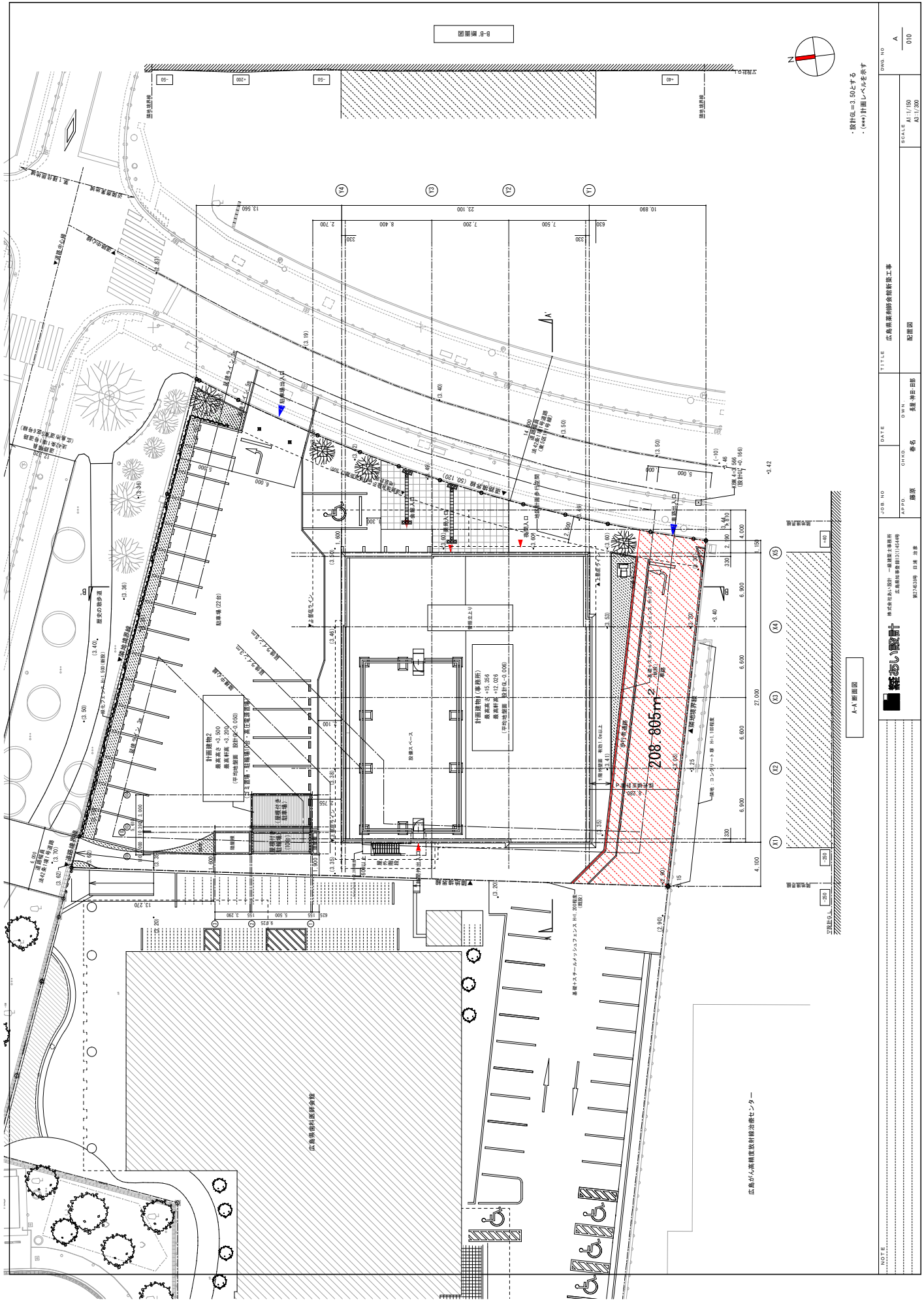
#### 理由

会館敷地は、会館建設に当たって広島県歯科医師会が国から本会分も含め一括取得し、本会部分を分割して、本会が譲渡を受けたものである。

本会の会館建設に当たり、広島県歯科医師会の車両も通行できる道路を設置したが、医薬分業を前提に設計したため、結果として広島県歯科医師会用道路のような形となっている。

このため、広島県歯科医師会と返還譲渡のための交渉を行い、成立した場合、この敷地を処分しようとするものである。

なお、基本財産の処分については、定款第48条第2項の規定により理事会の承認を受けるものとする。



B-B断面図

A-A断面図

・設計図=3.50とする  
 ・(\*\*\*):計画レベルを示す

NOT E	JOB NO	DATE	TITLE	DWG NO
	APPD	CHKD	DWN	SCALE
	原図	署名	配置図	A 0/0
	設計者	日原 浩章	広島県業務所総合管理工事	1/100 A1/100
	監理者	長瀬 伸田 田部	配置図	
	設計者	日原 浩章	株式会社 日原 浩章	
	監理者	長瀬 伸田 田部	株式会社 日原 浩章	